

高林客員教授企画の

オンライン開催

2023年度全4回開催!

知財実務連続講演会

本講演会は、清水節氏(柳田国際法律事務所)、富岡英次氏(中村合同特許法律事務所)、三村量一氏(三村小松法律事務所)、および、高林龍氏(創英国際特許法律事務所)という、元裁判官であり、また、早稲田大学で教鞭をとられた同僚でもある4名によって実現した豪華な企画です。

第3回

日時 2023年12月6日(水) 16:10~17:40
司会 創英国際特許法律事務所 弁護士 高林 龍 氏
講師 中村合同特許法律事務所 弁護士・弁理士 飯田 圭 氏
テーマ 『属地主義と知財権の越境侵害
～知財高特判令和5年5月26日
〔コメント配信システム事件〕等を題材に』

【概要】

日本知財法における知財権の属地主義の具体的な意義を明らかにした上で、かかる属地主義との関係において、
①ネットワーク関連発明に係る特許権の越境侵害の事例として知財高特判令和5年5月26日〔コメント配信システム事件〕・知財高判令和4年7月20日〔コメント表示プログラム事件〕等を説明し、
②商標権及び意匠権の越境侵害に係る令和3年商標法及び意匠法改正を説明し、
③著作権の越境侵害の事例として東京高判平成17年3月31日〔ファイルログ事件〕等を説明し、かかる説明を踏まえて、
④属地主義とネットワーク関連発明に係る特許権の越境侵害の検討として、総合考慮説をより統合化・一般化し、考慮事情を重み付けし、総合考慮を類型化した上で、残された他の事例にもあてはめて説明し、かかる説明に基づき、
⑤現行法下でのネットワーク関連発明のクレーム化の指針を提供する一方、なお不明確な部分の法改正も提言する。

【講師略歴】

- ・アジア弁理士協会日本部会会長、日本工業所有権法学会理事、筑波大学大学院ビジネス科学研究科講師、経産省侵害判定諮問委員、財務省関税局専門委員
- ・東京大学法学部卒(1993年)、弁護士登録(1995年～)、弁理士登録(1997年～)、Franklin Pierce Law Center知的財産法学修士(2002年)、中村合同特許法律事務所パートナー(2006年～)

お申込み ※2023年12月4日(月) 締切

こちらを読み取り、お申込みも可能です。



下記URLよりお申込みください。

<https://ds23e.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~jimu/form/?en=231020103506>

【お問合せ先】



YAMAGUCHI UNIVERSITY
山口大学

〒756-8511 山口県宇部市常盤台2-16-1

山口大学 大学研究推進機構知的財産センター

<http://kenkyu.yamaguchi-u.ac.jp/>

■Tel:0836-85-9942

■Fax:0836-85-9941

■E-mail:ip_fdsd@yamaguchi-u.ac.jp

広報

提供プログラム:知財全般



知的財産
教育研究共同利用拠点